

## 財務局の普通財産の管理処分等業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

業務内容：交付を受けた委託財産目録及び必要関係書類に基づき、以下の業務を実施

- ① 売払い、譲与（無償譲渡）、交換の契約に係る業務
- ② 取得時効の処理業務
- ③ 貸付契約業務
- ④ 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務
- ⑤ 誤信使用財産等の境界確定補助業務
- ⑥ 国有財産台帳価格改定業務
- ⑦ 上記①から⑥に係る附帯業務

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価等

○ 達成すべき質として設定された以下の項目を達成

(1) 管理処分等業務の処理期間内の処理率

売払い業務（旧里道・水路の売払いに限る。）に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率 92.5%以上

(2) 各種情報等の適正な管理等

- ① 各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付等しない
- ② 管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないよう厳格な情報管理を行う

○ 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

業務の効率性を高めるために、現地調査にあたっては資料等で下調べを行い、1 回の調査で終了させることや、サービスの質を向上させるために、申請相手方へ事業者独自のアンケートを送付することや、申請相手方への対応は、面談において行うことで相手方の質問等に迅速、明瞭に対応し、後日のトラブル防止に繋げる等、民間事業者の創意工夫が発揮されている。

○ 入札状況について

民間競争入札の導入後（平成 23 年度）の 1 実施箇所当たりの平均応札者数は 1.4 者あり、導入前（平成 22 年度契約）1.3 者に比べ、0.1 者増加している。

また、民間競争入札導入前後の 1 者応札の状況については、導入前が 40 箇所であったのに対し、導入後は 36 箇所と減少している。

ただし、平均落札率は導入前が 79.9%であり、導入後は 89.0%と上昇している。

### 3. 今後の事業

民間競争入札の実施により、確保されるべき質の確保されており、競争性の確保についても若干ではあるものの向上している。次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することにより、公共サービスの質の維持向上及び競争性の改善を図ることが期待される。

その際、質の確保について適切に把握できるよう目標値等の検討や、競争性の向上を図るために、入札実施地域の統合による委託財産数量の増加等の検討を行う。

以上